

↳ 損益通算できない所得とは

Q : 所得税では、すべて所得の損失が他の所得と通算できるわけではないそうですが、どのようになっているのですか？

A : 次の所得(損失)については、損益通算が認められません。

【解説】

所得税では、所得金額を計算する場合において、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失は、他の所得金額から控除することができますとしています。したがって、これら以外の所得、つまり、配当所得、給与所得、一時所得、雑所得の赤字については、損益通算することができないとされています。

また、次の所得については、損失がないものとされていますので、損益通算はできないこととされています。

- ① 不動産所得の損失のうち、土地等を取得するために要した負債の利子の額があるときは、その損失のうちその負債の利子の額に相当する部分の金額
- ② 分離課税となる土地等建物等の短期・長期譲渡所得の損失(一定のものを除きます)。ただし、短期譲渡所得又は長期譲渡所得間では損益通算が認められます。
- ③ 分離課税となる株式等の譲渡損失。ただし、これらの譲渡所得間での損益通算は認められます。
- ④ 不動産、事業所得、山林所得、譲渡所得の損失のうち、生活に通常必要でない資産の災害・盗難等による損失

